



青森県果報

第二千四十八号

平成十四年七月十七日(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉課).....	一
生活保護法による医療機関の指定.....	(同).....	一
家畜伝染病の発生.....	(畜産課).....	二
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出.....	(経理課).....	二
公 告		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要.....	(経営振興課).....	二
右 同.....	(同).....	三
土地改良区の定款変更の認可.....	(農村整備課).....	四
除雪車両の交換に係る一般競争入札.....	(経理課).....	四
公安委員会		
青森県警察組織規則の一部を改正する規則.....	(企画課).....	六

告 示

青森県告示第三百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定に

より告示する。

平成十四年七月十七日

青森県知事 木村 守 男

名 称	所 在 地	廃止年月日
三 楽 病 院	青森市大字四ツ石字里見七六の一	平成一四・六・三〇
室 津 医 院	青森市久須志四丁目一の五	" "
奥寺歯科医院	八戸市一番町二丁目二の九	一四・六・一四

青森県告示第三百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年七月十七日

青森県知事 木村 守 男

名 称	所 在 地	指定年月日
芙蓉会病院	青森市大字雲谷字山吹九三の一	平成一四・七・一
井上整形外科	青森市大字石江字江渡三七の七	" "

八戸西健診プラザ 奥寺歯科医院 つばさ調剤薬局	八戸市大字長苗代字中坪七四の一 八戸市大字尻内町字島田一三の一 上北郡野辺地町字鳴沢一の八	一四・五・三 一四・六・一五 一四・五・二五
-------------------------------	---	------------------------------

青森県告示第三百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十四年七月十七日

青森県知事 木 村 守 男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑いの別	頭数	発生場所又は区域	発月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	下北郡東通村	平成 一四・七・一

青森県告示第三百五十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十四年六月二十六日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十四年七月十七日

青森県知事 木 村 守 男

売りさばき人の住所及び名称

- 一 五所川原市字栄町六の一
五所川原交通安全協会
- 二 十和田市西五番町二一の一
十和田地区交通安全協会
- 三 三沢市平畑一丁目一の三八
三沢地区交通安全協会

- 四 黒石市北美町二丁目四七の一
黒石地区交通安全協会
- 五 むつ市中央一丁目三の三三三
むつ地区交通安全協会
- 六 上北郡野辺地町字新町裏一の一
野辺地地区交通安全協会
- 七 三戸郡三戸町大字同心町字金堀五九の二
三戸地区交通安全協会
- 八 西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二〇七
鰯ヶ沢地区交通安全協会
- 九 北津軽郡金木町大字金木字芦野二二六の八九
金木地区交通安全協会
- 十 南津軽郡浪岡町大字浪岡字淋城八七の一
浪岡地区交通安全協会
- 十一 上北郡七戸町字大沢五七の四九
七戸地区交通安全協会
- 十二 南津軽郡大鰐町大字蔵館字道添七
大鰐地区交通安全協会
- 十三 東津軽郡蟹田町大字中師字苗代沢三
蟹田地区交通安全協会
- 十四 三戸郡五戸町字下毛沢向一三の六
五戸地区交通安全協会
- 十五 北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川一五の五〇
板柳交通安全協会
- 十六 東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下二〇四
平内地区交通安全協会

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町

村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年七月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
三内ショッピングセンター

青森市大字三内字稲元二一〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 青森市の意見の概要

当該届出内容によると、都市計画道路三・二・二号内環状線が供用開始されると、出入口 が交差点に近くなることから、ここを利用する車両による交通への障害が予想される。また、来店経路が変わることにより、来店車両の出入庫に支障が発生することも見込まれるため、次に掲げるような措置を講じていただきたい。

1 都市計画道路三・二・二号内環状線から出入口 を出来る限り離して設置するか、出入口 の廃止を検討すること。

2 店舗周辺主要交差点へは、店舗への誘導看板を設置し、また店舗駐車場の出入口の位置、出入庫の役割がわかるよう看板を設置すること。

3 来店自動車の駐車場への出入庫が円滑に行われるよう、繁忙期には誘導員を適正に配置すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年七月十七日から同年八月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年七月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市大字荒川字成瀬五八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 青森市の意見の概要

当該店舗駐車場の北側出入口が交差点に非常に近いため、来店客の多い・少ないにかかわらず、来店車両の出入庫の際に、他の交通への妨げや交通事故等の発生が懸念されることから、次に掲げるような措置を講じていただきたい。

1 店舗北側道路からの出入りの方法（特に右折）については、青森警察署と再度充分協議し、出入口の位置を変更するか、左折専用にする等検討すること。

2 店舗周辺主要交差点へは、店舗への誘導看板を設置し、また店舗駐車場の出入口の位置がわかるよう看板を設置すること。

3 誘導員は適正に配置すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年七月十七日から同年八月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三戸土地改良区の定款の変更を平成十四年七月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年七月十七日

青森県知事 木 村 守 男

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年七月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

- 1 ローター除雪車（二・六メートル級） 一台
- 2 ローター除雪車（二・二メートル級） 二台
- 3 除雪トラック（七トン専用車 反転、一台は散水装置付） 二台
- 4 除雪ドーザ（十三トン級 車輪式） 三台
- 5 凍結防止剤散布車（二・五立方メートル級 自走式） 四台

二 納入期限

平成十四年十一月十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札方法

一の1から5までに掲げる物品（以下「交換物品」という。）（ごとにそれぞれ入札に付する。）

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）、平成十四年一月九日青森県告示第七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十四年二月一日青森県告示第四十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課用度班

電話 〇一七・七三四・九一〇四

2 入札書の提出期限

平成十四年九月二日 午後四時四十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 一階経理課入札室

(二) 日時

平成十四年九月九日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき交換物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(□)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

① One(1) Snow Plow (Blade length 2.6 meters class)

② Two(2) Snow Plows (Blade length 2.2 meters class)

③ Two(2) Snow Removal Trucks (7 ton class)

④ Three(3) Snow Removal Bulldozers (13 ton class)

⑤ Four(4) Antifreeze Scattering Vehicles (2.5 m³ class)

2 Time limit for tender: 4:45 P.M. September 2, 2002

3 Contact Point for the notice: Management Section

Property and Supply Division
Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN
TEL 017-734-9104

公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月十七日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第十号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第一号中「高速自動車国道」の下に「（これに接続する一般国道四十五号（自動車専用道路の区間に限る。）を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年七月十八日から施行する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭